

# 生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 58

## 今月のテーマ

## 火災保険の補償内容と点検 (補償範囲編)

先月号では保険金額の問題点について取り上げたが、それ以上に問題なのは補償範囲の設定だ。それぞれの住宅におけるリスクは、地域や場所、周辺の地形や環境、そして住宅自体の構造や材質によっても異なってくる。当然にこれらの条件にあった補償をセッティングする必要があるが、どれだけの方が十分な確認と検討がなされているであろうか…。

東日本大震災から3年が経過したが、あの惨状はいまだに鮮明だ。おびたしい数の住宅が成すすべもなく津波に飲み込まれるのを、ただ見ているしかなかった無念さは忘れられない。せめて、地震保険にさえ加入していたらと、どれほどの方が悔やんだことであろうか。一方、加入していた方は、その有り難さを、胸を撫で下ろす思いで実感したようだ。

しかし、そんな方の中にも、家財には加入されていないなど、悔やまれた方も少なくない。“後悔先に立たず”だ。火災保険を預かる立場にあった保険代理店の中にも、“もっとしっかり地震保険の必要性を説明しておけば”と、自らを責めていた者も少なくない。滅多に起こるものではないだけに、災害を想定することはなかなか難しいが、発生の確率・頻度こそ少ないものの、一旦発生すると壊滅的な被害になりかねない。こういうリスクこそ保険が必要だ。保険で住宅や家財そのものを守ることは出来ないが、壊滅的な被害からの復興への足がかりになることは間違いない。震災へのリスクも再評価され、温暖化などによる気象変動によるリスクも高まる中で、多くの自治体はハザードマップの見直しを進めている。

住宅家財は保有資産の中でも、最大である世帯も多いはずだ。であれば、不足の事態からの資産の滅失に備えるためにも、改めて補償内容の点検をしようではないか。住宅取得時に長期の火災保険に加入し、10年・20年を経過している契約も少なくないはずだし、今の実態に即した内容になっているかどうかの点検をされることをお勧めしたい。

改めて申し上げると火災保険の内容は、どれも一緒ではない。保険商品や共済契約のタイプによっても違うし、保険会社によっても補償内容や保険料も異なってくる。それぞれの住宅の抱えるリスクに見合った、ベストな補償の確保を目指して、点検作業を始めて欲しい。



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

### ● 主な補償範囲の確認と火災保険のチェック

本記事を書くに至った経緯と、最も懸念されることは、補償範囲の問題点もさることながら、自らの加入する火災保険の補償の範囲自体が認識されていない点だ。火災保険に入っているから大丈夫と思いついでいる方、火災保険の内容はどれも同じと思っている方、義務的に加入し内容そのものに頓着がなかった方などなど、どれ程多いことか…。

火災保険は加入自体が目的であってはならない。本来的な目的は、災害などで、資産の損失による「家計崩壊の危機」を回避できるものでなければならぬ。

前段でも話したようにそれぞれの住宅に潜在するリスクは、地域や場所、周辺の地形や環境、そして住宅自体の構造や材質などで当然に異なってくる。補償範囲は広ければ、それに越したことはないと思うであろうが、いたすらに広ければ良いというものでもない。補償範囲を広げるとその分保険料負担も重くなってしまし、無駄な保険料負担になりかねないだけに、実態に合った必要補償範囲をしっかりと押さえておきたい。

契約の中には、10年・20年もの間、手つかずのものも多いが、改めての確認作業が必要と言える。主な補償内容を表にまとめたので併せてチェックしてみてください。

## 保険と暮らしの相談センター

### ご加入中の火災保険は大丈夫?!

- ～火災保険のチェックポイント!!～
- 補償の対象(建物と家財)
- 補償の内容(必要な補償を確認)
- 補償額(保険金額は適正か)
- 地震保険のチェック!

**相談料は無料!!**  
納得いくまで相談できます。

お気軽にご相談ください。

**株式会社 トータルライフサポート**  
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
● 営業時間: 9:30~19:00 ● 定休日: 水曜日

**TEL 018-827-7611**  
**FAX 018-827-7610**  
**URL http://tls-akita.co.jp**

詳細はホームページでもご覧いただけます。

▲ 土崎 ● 紳士服のコナカ ● エネオス  
▲ 新田 ● すずきクリニック ● 当店  
▲ 山手 ● マクドナルド  
▲ 洋原の青山 ● かんきょう

### ● 気象の変化と補償範囲の選択

近年、気象がおかしい…！  
異常気象とは、平年とは異なる30年に1回起きるような、異常高温、大雨、日照不足、冷夏などの状態を言うが、近年は、その異常な状態が連続しているのではと考えてしまう。連続しているのであれば、もう異常気象とは言えない。昨年、大雨の予想における天気予報では過去に経験したことのない豪雨」という表現まで飛び出した。昨年の大館における豪雨もそうであったが、これまでの経験では役に立たないということだ。

これらの結果を踏まえて、各自治体ではハザードマップの再検証に乗り出したところも少なくないし、3.11以降に地震による津波の被害想定も見直しがされた。それを受けて、火災保険の補償内容も当然に、検証・見直しがされなければならないが、果たしてどれだけの方が着手されているだろうか…？

これまでの経験にとらわれない、最悪の事態をも想定したもの、いや「想定外」のことが起きるかもしれない」との前提が必要なのかもしれない。

### ● 補償範囲と保険料

補償範囲の設定は、保険会社、共済によって結構な違いが生じる。同じではないだけに、火災保険、火災共済に入っているから安心とは言ってられない。

また、同一の保険会社であっても、契約時に選択した補償範囲は当然に異なるし、補償範囲が変われば、必然的に保険料にも反映される。仮に同一の補償であれば保険料も同じかというところではない。各保険会社の基本補償パターンは、多くの場合3パターンに分かれているが、その分け方自体も保険会社によって異なるから厄介だ。

まずは、現在の補償範囲をチェックすべく、保険証券の点検から着手したい。

### ● 重要チェック、水災補償

近年、毎年と言っているいい位に、巨大な水害が発生している。発生頻度こそ高くないものの、一度発生するとその規模は甚大となることが多いだけに、特に念を入れてチェックしたいものだ。

被害額が甚大になりかねないだけに、水災補償の保険料は結構大きい。近くに川がないから大丈夫な訳ではない。排水能力をはるかに超えた場合の冠水ということも考えられるし、傾斜地に立っている場合や、近くに山などがある場合の土砂崩れも、水災の補償範囲となるだけに、まずはリスクの可能性をチェックすることから始めよう。

逆に、水災リスクが存在しないような地域である場合、水災補償をはずすことによる保険料の削減効果は大きい。  
注：保険会社によって取り扱いが異なります。

### ● 地震保険のしくみと保険料

巨大地震等が発生した場合、一定限度額までは保険会社が負担し、それを超える部分は政府が負担するという仕組みで、官民一体として引き受けられている。

通常の火災保険は、保険会社や契約方法でその内容は異なるが、地震保険だけは、保険料及び補償範囲とも全社共通となっている。

・居住用の建物および家財(生活用動産)。  
※以下のものは対象外(工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物)

・火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を決める。ただし、限度額は建物は5000万円、家財は1000万円。

### ● 見直しに着手

近年、気象が変化していることや、火災保険の仕組み補償内容(範囲・免責)、そして保険料も、大きく変わってきている。また、火災保険契約における、「保険金額の過不足」や「補償範

囲」の問題は少なくない。「保険料負担の削減」そして何より「資産を防御」「安心の確保」のためにも、火災保険の見直しは必須の作業だ。専門家を交えての、しっかりとした点検・見直しに着手してもらいたいものだ。

来月号は…。年度が替わり、ピッカピカの新社人がデビューする。新社会人として知っておきたいことや、お金の管理について「おせっかい」を試してみることしよう。

<主な補償内容>表

|                        |  |
|------------------------|--|
| 火災                     | 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。                       |
| 落雷                     | 落雷による損害を補償します。                                 |
| 破裂・爆発                  | ガス爆発や水道管の破裂などによる損害を補償します。                      |
| 風災・雪災・雹災(ひょうざい)        | 風、雹(ひょう)、雪などによる損害を補償します。                       |
| 水災                     | 風や集中豪雨による 床上浸水や土砂崩れ等による、建物や設備への損害を補償します。       |
| 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突     | 自動車の飛び込み(当て逃げ)などによる損害を補償します。                   |
| 漏水などによる水濡れ(みずぬれ)       | 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水による水濡れ(みずぬれ)損害を補償します。 |
| 騒擾(そうじょう) 集団行動等に伴う暴力行為 | 集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。                   |
| 盗難による盗取(とうしゅ)・損傷・汚損    | 盗難による盗取(とうしゅ)や損傷・汚損などの損害を補償します。                |
| 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)    | 誤って自宅の壁を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償します。              |